

事件等	報酬の種類	報酬の額	備考		
法律相談	初回市 民法律 相談料	30分ごとに5000円	初回法律相談とは、事件単位で個人から受ける初めての法律相談であって、事業に関する相談を除くもの		
	一般法 律相談 料	30分ごとに5000円以上2万5000円以下		一般法律相談とは、初回市民法律相談以外の法律相談	
	2 書面による 鑑定	鑑定料	一鑑定事項につき10万円以上30万円以下	事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは、弁護士は依頼者と協議のうえ定める	
民事事件	1 訴訟事 件、非訟事 件、家事審判 事件、行政審 判等事件及び 仲裁事件	着手金	経済的利益の額が	着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。 経済的利益の額が125万円未満の事件の着手金は、10万円を限度に増額することができる。	
			300万円以下の部分		8%
			300万円を超え3000万円以下の部分		5%
			3000万円を超え3億円以下の部分		3%
		3億円を超える部分	2%		
		報酬金	経済的利益の額が		
	300万円以下の部分		16%		
	300万円を超え3000万円以下の部分		10%		
	3000万円を超え3億円以下の部分		6%		
	3億円を超える部分	4%			
2 調停事件及 び示談交渉事 件	着手金 及び報 酬金	1を準用する。ただし、その3分の2に減額することができる。		示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、1により算定された額の2分の1。	
		1を準用する。ただし、その3分の2に減額することができる。		示談交渉事件又は調停事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、1又は5により算定された額の2分の1。 経済的利益の額が125万円未満の事件の着手金は、10万円を限度に増額することができる。	
3 契約締結交渉	着手金	経済的利益の額が	着手金は、5万円を最低額とする。 次の場合、経済的利益の額を、紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に相応するまで、増額することができる。 一 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。 二 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。		
		300万円以下の部分		2%	
		300万円を超え3000万円以下の部分		1%	
		3000万円を超え3億円以下の部分		0.5%	
	3億円を超える部分	0.3%			
	報酬金	経済的利益の額が			
300万円以下の部分		4%			
300万円を超え3000万円以下の部分	2%				
3000万円を超え3億円以下の部分	1%				
3億円を超える部分	0.6%				
4 督促手続事件	着手金	経済的利益の額が	着手金は、5万円を最低額とする。 着手金及び報酬金は、事案の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、1又は5により算定された額と左記により算定された額との差額とする。		
		300万円以下の部分		2%	
		300万円を超え3000万円以下の部分		1%	
		3000万円を超え3億円以下の部分		0.5%	
		3億円を超える部分		0.3%	

	報酬金	1又は5の規定により算定された額の2分の1。ただし、依頼者が金銭等の具体的な回収をしたときでなければ、これを請求することができない。		金銭等の回収のため民事執行事件を受任するときは、督促手続事件の着手金又は報酬金とは別に、民事執行事件の着手金として、1により算定された額の3分の1を、報酬金として同条の規定により算定された額の4分の1を、それぞれ受けることができる。
5 手形、小切手訴訟事件	着手金	経済的利益の額が 300万円以下の部分 4% 300万円を超え3000万円以下の部分 2.5% 3000万円を超え3億円以下の部分 1.5% 3億円を超える部分 1%		着手金は、5万円を最低額とする。 着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。 通常訴訟に移行したときの着手金は、1により算定された額と左記により算定された額との差額とし、その報酬金は、1を準用する。
	報酬金	経済的利益の額が 300万円以下の部分 8% 300万円を超え3000万円以下の部分 5% 3000万円を超え3億円以下の部分 3% 3億円を超える部分 2%		
6 離婚事件	離婚事件の内容			離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件を受任するときの着手金は、離婚調停事件の着手金の額の2分の1 離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するときの着手金は、離婚訴訟事件の着手金の額の2分の1。 財産分与、慰謝料など財産給付を伴うときは、1又は2の規定により算定された着手金及び報酬金の額を加算する
	着手金	離婚調停事件又は離婚交渉事件	20万円以上50万円以下	
	報酬金	"	20万円以上50万円以下	
	着手金	離婚訴訟事件	30万円以上60万円以下	
	報酬金	"	30万円以上60万円以下	
7 境界に関する民事事件	着手金及び報酬金	それぞれ30万円以上60万円以下		境界に関する事件とは、境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟、調停、示談交渉をいう 着手金及び報酬金は、1により算定された着手金及び報酬金の額が前項の額を上回るときは、1による。 境界に関する調停事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、それぞれ3分の2に減額することができる。 境界に関する示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、左記により算定された額のそれぞれ2分の1 境界に関する調停事件又は示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は、左記により算定された額の、それぞれ2分の1
	8 借地非訟事件	着手金	借地権の額が	
5000万円以下の場合			20万円以上50万円以下	
		5000万円を超える場合	前段の額に5000万円を超える部分の0.5%を加算した額	借地非訟に関する調停事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、左記により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができる。 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、左記による額の2分の1。

	報酬金	<p>申立人については、申立が認められたときは借地権の額の2分の1を、相手方の介入権が認められたときは財産上の給付額の2分の1を、それぞれ経済的利益の額として、1により算定された額</p> <p>相手方については、その申立が却下されたとき又は介入権が認められたときは、借地権の額の2分の1を、賃料の増額又は財産上の給付が認められたときは、賃料増額分の7年分又は財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として、1により算定された額</p>	借地非訟に関する調停事件又は示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は、左記による額の2分の1とする。	
9 保全命令申立事件等	着手金	1により算定された額の2分の1 審尋又は口頭弁論を経たときは、1により算定された額の3分の2	<p>本案事件と併せて受任したときでも本案事件と別に受けることができる。</p> <p>保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、10を準用する。</p> <p>保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、10万円を最低額とする。</p>	
	報酬金	<p>事件が重大又は複雑なときは、1の報酬金の額の4分の1</p> <p>審尋又は口頭弁論を経たときは、1の報酬金の額の3分の1</p> <p>本案の目的を達したときは、1の報酬金に準じて受けることができる。</p>		
10 民事執行事件等	執行事件の内容		<p>本案事件と併せて受任したときでも本案事件とは別に受けることができる。この場合の着手金は、1の3分1を限度とする。</p> <p>民事執行事件及び執行停止事件の着手金は5万円を最低限度とする</p>	
	着手金	民事執行事件		1の2分の1
	報酬金			1の4分の1
	着手金	執行停止事件		1の2分の1
	報酬金		事件が重大又は複雑なときは1の4分の1	
民事事件 11 倒産整理事件	着手金	資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模等に応じて定め、それぞれ次の額とする。	<p>ただし、これらの事件に関する保全事件の弁護士報酬は、着手金に含まれる。</p> <p>自己破産申立事件を受けないで免責申立事件（免責異議申立事件を含む。）のみを受任した場合の着手金は、左記の2分の1。この場合の報酬金については左記のとおりとする。</p>	
		(1) 事業者の自己破産事件		50万円以上
		(2) 非事業者の自己破産事件		20万円以上
		(3) 自己破産以外の破産事件		50万円以上
		(4) 会社整理事件		100万円以上
		(5) 特別清算事件		100万円以上
	(6) 会社更生事件	200万円以上		
報酬金	<p>(1)(2)は、依頼者の免責が確定したときに限り、受領した着手金の額を限度として、報酬金を受けることができる。</p> <p>(3)～(6)の報酬金は、1を準用する。この場合の経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定する。</p>			
12 民事再生事件	着手金	資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模等に応じて定め、それぞれ次の額とする。	ただし、これらの事件に関する保全事件の弁護士報酬は、着手金に含まれる。	

		(1) 事業者の民事再生事件 100万円以上 (2) 非事業者の民事再生事件 30万円以上 (3) 小規模個人再生及び給与所得者等再生事件 20万円以上	民事再生法235条に基づく免責申立事件(免責異議申立事件を含む)の着手金は、左記により算定された額の2分の1。この場合の報酬金は、左記の通りとする。
	報酬金	依頼者が民事再生計画認可決定を受けたときに限り、受けることができる。 報酬金は、1を準用する。 依頼者が再生手続開始決定を受けた後民事再生手続が終了するまでの執務の対価として、依頼者との協議により、毎月相当額の弁護士報酬を受けることができる。	経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定する
民事事件	13 任意整理事件	着手金 資本金、資産、負債額、関係人の準等事件の規模に応じ、それぞれ次の額とする (1) 事業者の任意整理 50万円以上 (2) 非事業者の任意整理 20万円以上	債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときの報酬金は、1を準用する。 裁判上の手続を要したときは、1により算定された報酬金を受けることができる。
	報酬金	弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当源資額につき 500万円以下の部分 15% 500万円を超え1000万円以下の部分 10% 1000万円を超え5000万円以下の部分 8% 5000万円を超え1億円以下の部分 6% 1億円を超える部分 5% 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当原資につき 5000万円以下の部分 3% 5000万円を超え1億円以下の部分 2% 1億円を超える部分 1%	
行政事件	14 行政事件等	着手金 1の着手金の額の3分の2	着手金は、5万円を最低額とする 行政事件等とは、行政上の異議申立、審査請求、再審査請求その他の不服申立事件をいう。
	報酬金	1の報酬金の額の2分の1 審尋又は口頭審理等を経たときは、1に準ずる。	

事件等	報酬の種類	報酬の額	備考	
1 起訴前及び起訴後(第一審及び上訴審をいう。以下同じ)の事案簡明な事件	着手金	30万円以上50万円以下	<p>事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は繁雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いが無い情状事件、起訴後については公判終結までの公判開廷数が2ないし3開廷程度と見込まれる情状事件(上告事件を除く。)、上告審は事実関係に争いが無い情状事件をいう。</p> <p>起訴前に受任した事件が起訴(求略式命令を除く)され、引き続いて同一弁護士が起訴後の事件を受任するときは、左記に定める着手金を受けることができる。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1とする</p>	
	報酬金	起訴前の不起訴		30万円以上50万円以下
		起訴前の求略式命令		上記の額を超えない額
		起訴後の刑の執行猶予		30万円以上50万円以下
	起訴後の求刑された刑が減輕された場合	上記の額を超えない額		
2 起訴前及び起訴後の前段以外の事件及び再審事件	着手金	30万円以上	<p>刑事事件につき同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。</p> <p>追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して一件当たりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。</p>	
	報酬金	起訴前の不起訴		30万円以上
		起訴前の求略式命令		30万円以上
		起訴後(再審事件を含む)の無罪		50万円以上
		起訴後の刑の執行猶予		30万円以上
		起訴後の求刑された刑が減輕された場合		軽減の程度による相当な額
	起訴後の検察官上訴が棄却された場合	30万円以上		
3 再審請求事件	着手金	30万円以上	<p>追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して一件当たりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。</p>	
	報酬金	30万円以上		
4 保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立事件	着手金及び報酬金	依頼者との協議により、被疑事件又は被告事件の着手金及び報酬金とは別に、相当な額を受けることができる。	<p>検察官の上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言渡しがあつたときの報酬金は、それまでに弁護士が費やした時間及び執務量を考慮したうえ、1を準用する。</p>	
5 告訴、告発、検察審査の申立、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続	着手金	30万円以上		
	報酬金	30万円以上		
1 少年事件		少年事件の内容	<p>家庭裁判所送致前の少年の被疑事件を含む。</p> <p>着手金及び報酬金の算定につき、非行事実に関係がなかったり、少年の環境調整に著しく手数を要したり、家裁送致以前の手続に特段の手数を要したり、試験観察に付されたなどの事情を考慮し、依頼者との協議により、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲で増額することができる</p> <p>同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは、前条にかかわらず、抗告審等の着手金及び報酬金を、適正妥当な範囲内で減額することができる。</p>	
	着手金	1 身柄が拘束されている事件		30万円
		2 身柄が拘束されていない事件		20万円
		3 抗告、再抗告及び保釈取消事件		20万円
	少年事件の結果			
報酬金	1 非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分	40万円以上		

第2条別表 弁護士報酬表
(消費税別途)

少年事件	2 身柄事件で非行事実認定に基づく審判不開始、不処分又は保護観察	30万円	送致された事件が複数である場合及び事件が追加して送致され併合された場合の着手金及び報酬金の算定については、一件の少年事件として扱うものとする。ただし、追加送致された事件により、少年の環境調整などのために著しく執務量を増加させるときには、追加受任する事件につき、依頼者との協議により適正妥当な着手金を受領することができる。
	3 在宅事件で非行事実認定に基づく審判不開始、不処分又は保護観察	20万円	